

雨水流出抑制施設管理マニュアル

平成31（2019）年3月

川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課

目 次

1	マニュアルの目的	P1
2	施設の用途	P1
3	用語の定義	P1
4	適用施設	P1
5	施設の維持管理	P2
6	施設の点検	P2
	雨水流出抑制施設の維持管理フロー	P3
	～管理マニュアルの解説～	P4～7

雨水流出抑制施設管理マニュアル

1 マニュアルの目的

このマニュアルは、特定都市河川浸水被害対策法及び雨水流出抑制施設技術指針に基づき設置された雨水流出抑制施設の管理方法について必要事項を定め、この効用を十分に発揮させることを目的とする。

2 施設の用途

雨水流出抑制施設は、敷地内の降雨を一時的に貯留、または浸透させることにより雨水の流出を抑制し、河川に対する洪水負担の軽減を図ることをその用途とする。

3 用語の定義

このマニュアルにおいて、掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水流出抑制施設：敷地内の降雨を一時的に貯留、または浸透させる機能を持つ施設の総称をいう。
- (2) 貯留施設：敷地内の降雨を一時的に貯留させる機能を持つ施設をいう。
- (3) 浸透施設：敷地内の降雨を浸透させる機能を持つ施設をいう。
- (4) 排水施設：出水時に貯留した雨水を調整して放流するための施設をいう。
- (5) 施設管理者：雨水流出抑制施設を設置した者（事業者）又は、権利を譲渡された者、管理を委託された者をいい、雨水流出抑制施設の機能維持・保全上必要な修繕管理を行う者。
- (6) 出水期：集中豪雨や台風等、洪水が起きやすい時期（6月1日～10月31日）をいう。

4 適用施設

本マニュアルを適用する雨水流出抑制施設は下記の施設とする。

- (1) 貯留施設
 - ・地表面貯留及び地下貯留
- (2) 浸透施設
 - ・浸透トレンチ、浸透性舗装、浸透ます
- (3) 排水施設
 - ・放流孔（オリフィス）、排水側溝、余水吐、排水ポンプ、管路、各種ます等

5 施設の維持管理

(1) 施設の管理

前項に定める雨水流出抑制施設を適切に管理し、設計抑制量及び貯留・浸透機能に支障が生じないように努める。

(2) 管理者

雨水流出抑制施設の機能を維持し保全するための管理は施設設置者が行う。

(3) 管理内容

雨水流出抑制施設の清掃や点検などの日常管理及び、貯留浸透機能を維持する上で必要な修繕について施設管理者が行う。

(4) 管理頻度

施設管理者は、毎年出水期前に点検及び清掃を行う。施設管理者は点検結果に基づき必要な措置を行う。

清掃とは、排水施設（側溝など）や放流施設（泥ためなど）の目詰まり防止に努め、土砂の堆積やゴミ・落葉等を取り除く作業である。

(5) 雨水流出抑制施設台帳の整備

雨水流出抑制施設を適正に管理するため、「雨水流出抑制施設 維持管理簿（様式1）」を参考に、維持管理や補修の記録を作成して保管する。それに加えて、点検結果を記した「雨水流出抑制施設 点検表（様式2）」及び、雨水流出抑制施設の施設概要（協議書等）を施設管理者が保管する。

6 施設の点検

(1) 点検方法

施設管理者が目視による外観点検を行うことを原則とする。

(2) 点検内容

別途定める「雨水流出抑制施設点検要領」に基づき、雨水流出抑制施設の破損、陥没、土砂の堆積等の状況を点検する。

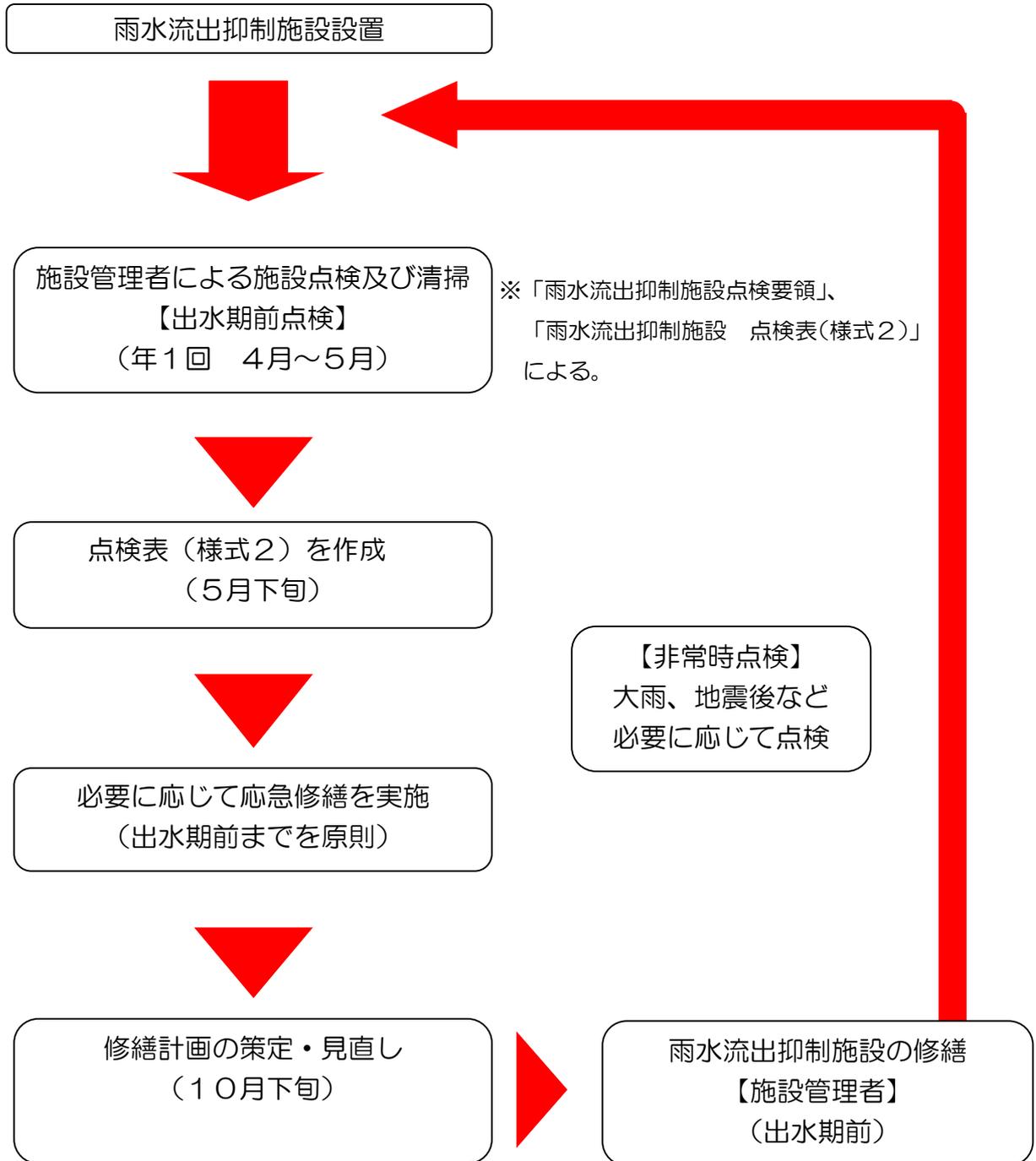
(3) 点検頻度

点検は出水期前に実施を原則とする。大雨が予想される場合や大規模な洪水・地震があった場合には、その都度、非常時点検を行う。

(4) 点検結果

点検の結果は、「雨水流出抑制施設 点検表（様式2）」へ記録し整理する。なお、施設に異常が見られる場合には、適切な処置を施す。

雨水流出抑制施設の維持管理フロー



～管理マニュアルの解説～

1 「施設の維持管理」について

(1) 管理内容

施設管理者は、「雨水流出抑制施設点検要領」に基づき出水期前に施設の点検、清掃を行い、適切な管理に努める。点検結果は、「雨水流出抑制施設 点検表（様式2）」へ記載して施設管理者が保管する。異常が発見された場合には、早急に適切な処置を協議し、施設の機能に支障が生じることをないようにする。清掃日や点検日、雨水流出抑制施設の構造変更、管理者の変更に関しては、「雨水流出抑制施設 維持管理簿（様式1）」へ記載して保管する。

施設は下記に留意し、適切な管理に努める。

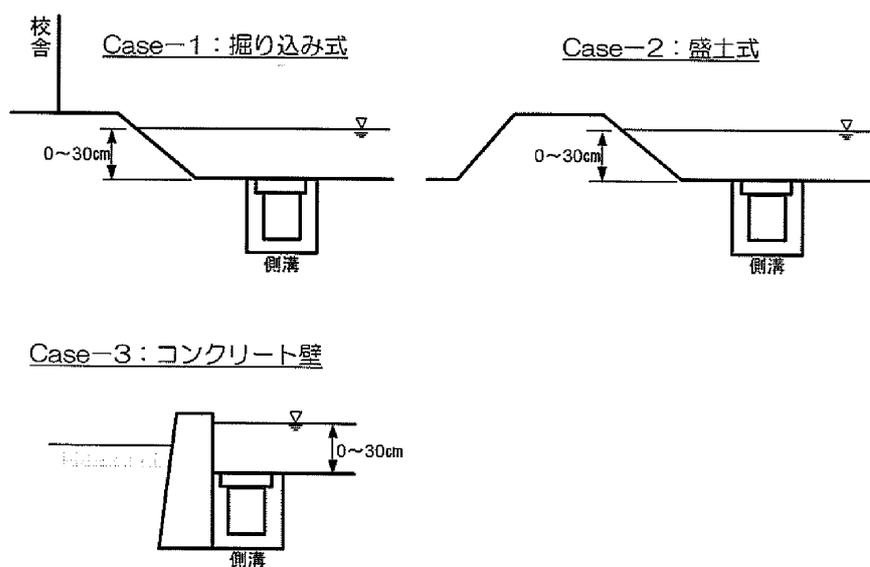
1) 地表面貯留施設

地表面を浅く掘り下げるか、周囲に盛土または壁を設置することにより貯留する施設である。

周囲堤の高さが低くなっていないか、周囲堤にひび割れや破損がないか確認し、貯留機能に支障が生じることをないように努める。

地表面は雨水流出抑制施設を設置した当時の高さを維持すること。盛土などにより形状の変更・補修等がある場合は施設設置者が行う。

○周囲堤及び側溝

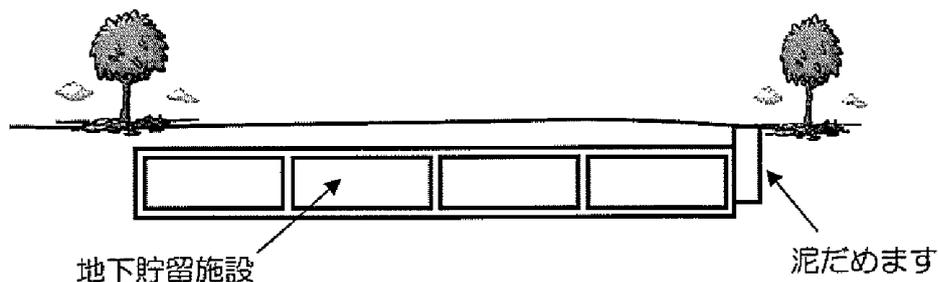


2) 地下貯留施設（地下ピット、2次製品）

地下にコンクリート構造物やプラスチック製品を埋設することにより貯留する施設である。

地下貯留施設は、流入土砂の排除が困難であるため、雨水流入部に設置されている泥だめます等は適切に管理を行う。

○地下貯留施設



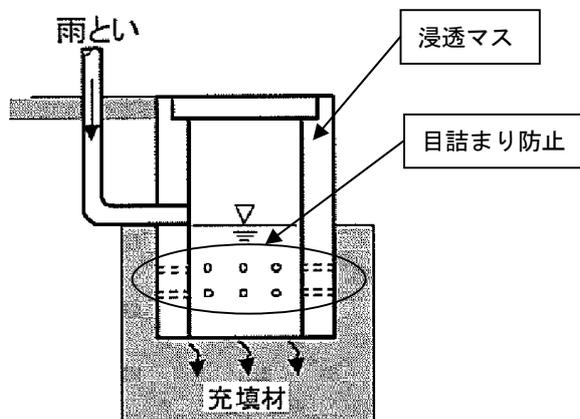
3) 浸透施設

建物の屋根に降った雨を集水し、集水マス（浸透マス）、浸透管（浸透トレンチ）により雨水を地下に浸透させる。浸透施設は、その機能を保持するため土砂、ゴミ、落葉などの流入を防止する必要がある。

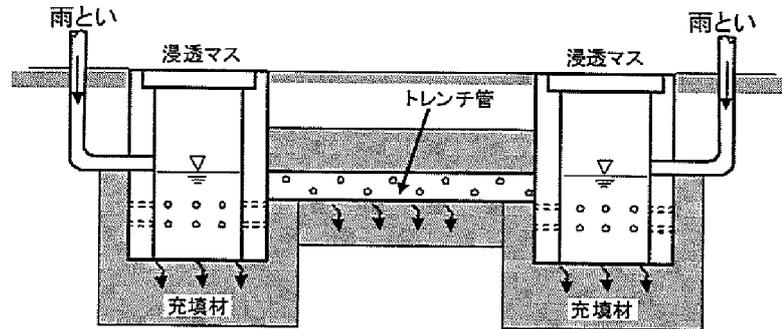
泥だめや目詰まり防止に土砂の堆積やゴミ・落葉等、浸透の妨げになるものがないか確認し、ある場合は取り除く。

浸透施設の周囲に陥没などがなく確認し、ある場合は補修する。また、必要に応じバケツなどで施設内に注水し、浸透状況についても確認する。

○浸透マス



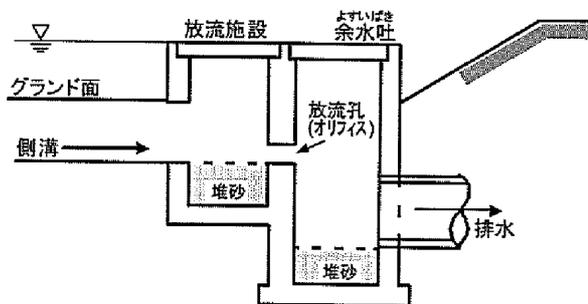
○浸透トレンチ



4) 排水施設

降雨終了後の排水を速やかに行える構造とし、排水については排水先の容量を考え放流孔（オリフィス）を設置する等、流量を調整し排水する。計画降雨以上の雨量となった場合に備え、余水吐を設置し余剰水の排水を行う。

排水施設（側溝など）、放流施設の泥だめや目詰まり防止に土砂の堆積やゴミ・落葉等、放流孔からの排水の妨げになるものがないか確認し、ある場合は取り除く。



※余水吐：計画降雨（水位）以上となった時に水を溢れさせる施設。

(3) 雨水流出抑制施設台帳の整備

雨水流出抑制施設を適正に管理するため、「雨水流出抑制施設 維持管理簿（様式1）」及び「雨水流出抑制施設 点検表（様式2）」を作成し、「雨水流出抑制施設の施設概要（協議書等）」と共に施設管理者が保管する。

- 雨水流出抑制施設 維持管理簿（様式1）：維持管理や補修の記録
- 雨水流出抑制施設 点検表（様式2）：点検結果の記載

また、施設の改良等に伴い雨水流出抑制施設の施設概要の記載事項を変更する必要がある時は施設管理者が「雨水流出抑制施設 維持管理簿（様式1）」に記載し、「雨水流出抑制施設の施設概要（協議書等）」を変更する。

2 「施設の点検」について

(1) 点検方法

雨水流出抑制施設は別途定める要領に基づき、貯留浸透施設の破損、陥没、土砂の堆積の状況を毎年出水期前（4月～5月）に行う。異常があった場合は、その内容がわかる写真を撮影する。

また、大雨による大規模な洪水や地震があった場合についても点検を行う。については痕跡調査として水位高さ及び写真（遠景、近景）も記録しておく。

(2) 点検の結果

点検結果は「雨水流出抑制施設 点検表（様式2）」を作成し、施設管理者が保管する。なお、施設に異常が見られる場合には、適切な処置を施す。

⑨現状写真

▪ 全景

▪ 構造物